

広島県公安委員会告示第 59 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 5 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
2 P03 59	告示の日 (令和 4 年 9 月 5 日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	P10 カウントチャ ージ絶狼 135-RH	株式会社サンセイアールア ンドディ 代表取締役 梅村 尚孝 (愛知県名古屋市中区丸の 内二丁目 11 番 13 号)	左同
2 P02 59	同上	同上	Pターミネーター 2V2H1AZ5	株式会社アムテックス 代表取締役 水島 勇治 (東京都台東区東上野一丁 目 16 番 1 号)	左同